

岐阜市児童発達支援センターみやこ園

児童発達支援利用契約書

児童発達支援を利用する児童及びその保護者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（以下「事業者」という。）は、事業者が児童発達支援を希望する利用者に対して提供する児童発達支援事業（以下「事業」という。）について、以下の通り契約します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、適切な支援を行うことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第6条の2の2第2項に基づいて提供する児童発達支援について定めます。

（事業の内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の事業を提供します。

- 2 事業者は、事業の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。
- 3 事業の提供は、児童発達支援管理責任者、児童指導員等の従事者が当たります。
- 4 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に事業を提供します。
- 5 事業者は、日常生活の支援に当たっては、適切な技術をもって行います。
- 6 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 7 事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。
但し、契約期間満了日以前に利用者の通所給付決定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2章 児童発達支援計画

（児童発達支援計画）

第4条 事業者は、次に掲げる事項を、児童発達支援管理責任者に担当させます。

- 2 利用者について、その意向を踏まえた上で、支援の目標及びその達成時期、支援内容、支援を提供する上での留意点を盛り込んだ児童発達支援計画（以下「支援計画」という。）を作成します。
- 3 支援計画作成後においても、支援計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて支援計画の変更を行います。

- 4 児童発達支援管理責任者は、支援計画を作成又は変更したときは、利用者にその内容について説明します。

第3章 利用料金

(利用料金)

- 第5条 利用者は、事業の提供を受けた際は、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に要した費用（以下「使用料」という。）、食事の提供に要した費用（以下「食費相当額」という。）及びその他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるものについて利用料金として支払います。
- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
 - 3 事業者は、食事の提供にあたり、利用者の都合により食事をキャンセルする際は、食費相当額を請求することができます。

(利用料金の支払方法等)

- 第6条 事業者は、前条に規定する使用料のうち、法第21条の5の3第2項に規定する額を法定代理受領として受領します。
- 2 事業者は、使用料から、法定代理受領により支払われる額を除いた額を、食費相当額と合わせ、事業を提供した月の翌月10日までに利用者に請求します。
 - 3 利用者は、前項の規定により請求のあった額を、事業を提供した月の翌月27日に利用者が指定した預金口座から自動引き落としで支払います。
 - 4 利用者は、前3項に規定する利用料金以外に、事業者から利用料金の請求を受けた場合には、その都度その支払方法について事業者と協議することとします。
 - 5 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。また、法定代理受領については、受領証明書を発行します。

第4章 事業者の義務

(健康管理)

- 第7条 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

- 第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに扶養義務者に連絡する等の措置を講ずるとともに、協力医療機関又は利用者の指定する機関での診療を依頼します。

(守秘義務)

- 第9条 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報等を他に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、従業者が退職後も、在職中に知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を正当な理由がなく漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の扶養義務者及び関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 事業者は、事業を提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了)

第12条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由のいずれかに該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく事業を提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。

(2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。

(4) 利用者が事業者を支払うべき利用料金を期限を定めて再三催告したにもかかわらず、4ヶ月以上滞納しその期限までにサービス利用料の支払いがないとき。

3 児童発達支援を利用する児童が死亡した場合。

第7章 その他

(苦情解決)

第13条 利用者は、事業者が提供した事業に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その

結果、改善の必要性及びその方法について、利用者に文書で報告します。

2 事業者は、利用者が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対して、一切の不利益を与えません。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その他の関係法令に従い利用者、事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 _____

保 護 者 住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者 所在地 岐阜市都通2丁目23番地

名 称 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団

代表者 理事長 安田 直浩 印

事 業 所 所在地 岐阜市都通2丁目23番地

岐阜市児童発達支援センター

名 称 みやこ園